

労働基準広報 2017 No.1918

3/21

CONTENTS

特集 労働時間の適正把握のための新ガイドライン——6 労働時間の定義を明確に示し 自己申告制に係る措置を追加

厚生労働省は、昨年末にまとめた「過労死等ゼロ」緊急対策の柱となっている違法な長時間労働を許さない取組の1つとして、1月20日付で、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、従前の平成13年4月6日付「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（いわゆる「四六通達」）には記載のなかった、「労働時間の考え方」（労働時間の定義）を明確に示すとともに、時間管理が曖昧になりがちな「自己申告制」により労働時間管理を行う際に使用者が講ずべき措置について新たな内容を追加するなどしている。

（編集部）

●トピック／労働保険等における 「現物給与の価額」の改正——15

今年4月から47都道府県における 「食事の現物給与価額」を改正

（編集部）

●労働局ジャーナル——18

過重労働による健康障害防止対策 確立のための集団指導を開催

〔大阪労働局・大阪西労働基準監督署〕

●裁判例から学ぶ予防法務〈第28回〉——19

ツクイほか事件

（福岡地裁小倉支部 平成28年4月19日判決）

妊婦へのマタハラ・パワハラの存否と健康配慮義務等

妊娠報告はミスでも不祥事でもない マタハラ防止措置は事業主の義務

（弁護士・井澤慎次）

●NEWS——1

（厚労省・28年の賃金・労働時間の状況）実質賃金が5年ぶり増加に転じる／（厚労省・安衛則改正し6月施行へ）長時間労働者の情報の産業医への提供義務化／（厚労省・関係省令改正し4月施行）くるみん認定の基準に労働時間数の基準新設／ほか

●知っておくべき職場のルール——34

<第59回>「労災保険給付⑤ 遺族（補償）給付」 業務上災害により死亡した場合 遺族補償年金が支給される

（編集部）

●連載 労働スクランブル[®]（労働評論家・飯田康夫）——40 ●労務資料 コア人材としての女性社員育成に関する調査結果——42 ●本誌読者アンケート——47 ●わたしの監督雑感 岡山・倉敷労働基準監督署副署長 犬塚浩司——54 ●今月の資料室——56

アンケートへのご協力をお願い致します（47ページ）

労務相談室

回答者

障害者〔障害者雇用納付金を算定の際の不足人数〕端数処理の方法は——48 弁護士・新弘江

安全配慮〔高齢者・障害者の身体能力上の問題で労災が発生〕会社の責任は——50 弁護士・荻谷聡史

安全衛生〔自社の一室を他社に1ヵ月10万円で貸与〕労災防止の必要措置とは——52 弁護士・小川和晃